

最高裁判所（第三小法廷） 令和●●年（○○）第●●号 法人税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

令和3年12月21日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和3年4月14日判決、本資料271号-46・順号13548）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、令和2年2月19日判決、本資料270号-22・順号13382）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法第318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年12月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宇賀 克也

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 渡邊 恵理子

当事者目録

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
同補助参加人	B
同代表者代表理事	乙
同補助参加人	C 農業協同組合
同代表者代表理事	丙
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	川野 英彦